

2026年4月15日

各位

会社名 北浜キャピタルパートナーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 平岡 佳明
 (コード番号: 2134 東証スタンダード)
 問合せ先 取締役副社長 管理本部長 佐藤 哲寛
 (TEL. 06-6226-7581)
 U R L <https://kitahamabank.co.jp/>

第三者割当による第15回新株予約権の発行及び第三者割当契約締結に関するお知らせ

当社は、2026年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下「本資金調達」といいます。）及び本新株予約権の割当予定先との第三者割当に係る新株予約権買取契約（以下「本契約」といいます。）の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年5月1日
(2) 新株予約権の数	1,200,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 48,000,000 円（新株予約権 1 個につき 40 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	120,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達の額	3,888,000,000 円 （内訳）新株予約権発行による調達額：48,000,000 円 新株予約権行使による調達額：3,840,000,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 32 円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 合同会社 Orion SPV1 1,200,000 個（潜在株式数 120,000,000 株）
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MS ワラントとは異なるものであります。 ② 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約の「新株予約買取契約書」（以下「買取契約」といいます。）と「総数引受契約書」（以下、「総数引受契約」といいます。）を締結する予定です。その主な内容のうち本新株予約権にかかるものは以下のとおりです。 ・譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。



	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロックアップ・先買権 当社は、本新株予約権が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせず、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認することを要します。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 本新株予約権の発行要項を別紙として添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神のもと、投資会社としての役割を果たすべく、より良い役務を世の中に提供しながら企業群の事業発展に資する取り組みを進めており、事業の選択に注力し、金融・コンサルティング事業にリソースを集中投下することで、企業群の事業発展を進めております。2024年6月の第32回定時株主総会において、燦キャピタルマネージメント株式会社から北浜キャピタルパートナーズ株式会社への商号変更、及び新たな取締役の就任が決議され、新経営体制のもと、心機一転して新たなスタートを切りました。

また、それに先立つ2024年5月の臨時株主総会において、第14回新株予約権の発行が決議され、総額6,820百万円の資金調達が可能となり、2025年6月30日までに、全ての新株予約権が行使され、6,820百万円の資金調達が完了しました。現在、調達した資金をもとに積極的に投資活動及び事業活動を行っているところであり、これまでの取組状況は以下の通りです。

2024年6月17日付「株式会社冒険の森との業務提携契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり同社と業務提携契約を締結し、その一環として当社取引先に遊休不動産を活用したアドベンチャーパーク事業の取り組みを提案しております。

2024年9月20日付「データセンター事業用地取得及び孫会社の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、忍者エナジー合同会社の持分の取得に330百万円、及び三重県伊賀市内の土地の取得代金をM&Aによる投資資金として支出し、2027年4月のデータセンター事業の開始に向けて、計画を進めております。また、データセンター事業の一環として、2024年11月11日付「北浜GRF株式会社、高効率液浸冷却式データサーバーシステムの販売権を確保」及び2025年2月18日付「Ablecom Technology Inc.との販売代理店契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同社と販売代理店契約を締結し、2025年4月24日付「固定資産（液浸冷却方式GPUサーバーラック一式）の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同社の液浸冷却方式GPUサーバーラック一式の取得に

133 百万円を M&A による投資資金として支出しました。そして、2025 年 8 月 27 日付「油液型液浸サーバーの性能試験を共同で実施」にて公表しましたとおり、国立大学法人東北大学 サイバーサイエンスセンターと共同で、油液型液浸サーバーの性能試験を実施することとなりました。その他、データセンター事業の一環として、2024 年 10 月 23 日付「ハイドレクシアグループと日本の水素市場への参入について」にて公表しましたとおり、同社と国内の水素市場を共同で開発するための覚書を締結し、当社が手掛けるデータセンターにおいて水素燃料電池を導入することを予定しております。なお、2025 年 11 月 14 日付「営業外収益、特別損失の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Ablecom Technology Inc.との販売代理店契約に基づき行っております当社サーバーシステム販売事業の特定案件において計画の遅れが生じたため、2026 年 3 月期の通期連結業績予想を下方修正いたしました。

2024 年 10 月 21 日付「太陽光発電事業用地の開発に伴う子会社の設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、青森県八戸市他計 6 か所において、子会社を通じて太陽光発電事業用地の開発事業を行っておりますが、これまでに 50 百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、2026 年 3 月に売上を計上する見込みです。

2024 年 11 月 26 日付「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、熊本県球磨郡五木村の山林を取得し、山林事業を開始いたしましたが、これまでに山林の取得に 815 百万円、測量用機器の購入に 21 百万円、資源量の測量調査に 33 百万円、事業経費として 34 百万円を、「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出しております。今後、山林事業の施業のため、第 15 回新株予約権の行使によって調達した資金で、立木を伐採しバイオマス燃料として木材チップに加工するための機械設備を購入いたします。

2024 年 12 月 25 日付「先進的 IT 教育を行う教育事業として延岡学園と業務提携」にて公表しましたとおり、業務提携基本契約書を締結しましたが、2026 年 3 月 17 日付「学校法人延岡学園との業務提携解消のお知らせ」にて公表しましたとおり、本業務提携契約を解消しております。

2025 年 2 月 17 日付「No.1 都市開発株式会社株式の取得及び子会社の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、No.1 都市開発株式会社の株式取得のために、これまでに 227 百万円を M&A による投資資金として支出しております。その後、2025 年 8 月 8 日付「No.1 都市開発株式会社株式の取得（連結子会社化）にかかる 株式譲渡実行日の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式譲渡実行日を 2025 年 9 月（予定）としておりましたが、投資効率向上を目的とした LBO ローン活用手法の再検討を引き続き行っており、現時点では株式譲渡実行日を 2026 年 4 月と見込んでおります。

2025 年 3 月 4 日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、子会社であるアマリロ株式会社を設立し、2025 年 4 月以降の事業開始を予定しておりましたが、同社の増資額や出資比率及び業務提携契約の具体的な内容について Amaryllo Inc.との協議が整わず、現時点において事業を開始しておりません。

2025 年 4 月 15 日付「大和ハウス工業及び MARKMORE ENERGY との三者間で データセンター・通信インフラ整備など 4 事業で MOU 締結」にて公表しましたとおり、現在三者間で、協議を続けております。

2025 年 4 月 18 日付「太陽光発電所に係る発電設備等の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、広島県広島市他計 16 か所において太陽光発電所に係る発電設備等の取得を進めておりますが、これまでに 134 百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、現時点までに売上を計

上いたしました。

2025年5月15日付「有限会社アーキ・フロンティアホーム株式の取得（持分法適用会社化）に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、これまでに70百万円を国内不動産投資事業に関する投資資金として支出し、有限会社アーキ・フロンティアホームを持分法適用会社化しました。

2025年5月15日付「株式会社トラストコーポレーション株式の取得（持分法適用会社化）に関するお知らせ」、2025年7月16日付「持分法適用会社株式の追加取得に関するお知らせ」及び2025年9月16日付「株式会社トラストコーポレーションの連結子会社化に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社トラストコーポレーションを連結子会社化しましたが、これまでに400百万円を「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出し、2026年第2四半期（中間期）に貸借対照表を連結し、2026年第3四半期より連結業績収益に貢献しております。

2025年9月8日付「太陽光発電所に係る発電設備等の仕入及び販売に基づく売上及び利益計上に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、広島県府中市他54箇所において太陽光発電設備及び電力会社との受給契約に関する権利の取得を進めておりますが、これまでに319百万円を「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として支出し、現時点までに132百万円の売上を計上いたしました。

2025年9月16日付「太陽光発電所の開発事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、北海道沙流郡他計8か所において、子会社を通じて太陽光発電事業用地の開発事業を行っておりますが、これまでに「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として11百万円支出し、2027年3月期に売上を計上する見込みです。

2025年11月7日付「蓄電所の開発事業に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、京都府京丹後市において、蓄電所に係る権利や設備等の取得を進めておりますが、「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金として104百万円支出し、2027年3月期に売上を計上する見込みです。

2025年12月3日付「エレビスタ株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、この業務提携により、蓄電所事業、及び太陽光・バイオマス・風力・地熱の発電事業、並びにこれらの電力を活用したデータセンター事業等において、収益力の強化を目指しており、その一環として、エレビスタ株式会社と共同して、第15回新株予約権の行使によって調達した資金で、関西地域において系統用蓄電所に係る土地等の権利や蓄電設備等を取得して、それを蓄電事業者に販売する予定です。

しかしながら、これらの投資活動及び事業活動の成果が上がるまでに時間を要しており、2026年3月期第3四半期の当社連結業績は、売上高344百万円、営業損失992百万円、経常損失962百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失920百万円を計上しました。このように未だ安定的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。そのため、調達した資金をもとに積極的に投資活動及び事業活動を行い、収益力の向上に努めたいと考えております。

現在、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされております。更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であります。

当社としましては、いままで取組んできた事業により獲得したノウハウ及びネットワーク並びにシ

システムを活用し、既存事業を伸長・拡大させ、当社の収益力の向上を図ることが喫緊の課題であり、当該課題解決のためには、既存事業の拡大の資金を必要とし、また、当面の当社グループ維持のための運転資金等の確保も必要であると考えております。

当社は、2025年5月に経営意思決定のさらなる迅速化と組織体制の強化を目的として、代表取締役の前田健晴に加えて、平岡佳明が代表取締役に就任し、代表取締役2名体制に移行しました。ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の一層の強化を図りつつ、今後の変化の激しい事業環境にも柔軟かつ迅速に対応し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

今回、当社の経営方針にご理解、ご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

本資金調達の手法について、当社は、割当予定先である Orion SPV1 に対して、全量新株式による引受けを打診いたしました。その結果、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答を、当社代表取締役と Orion SPV1 との面談時に聴取しております。当社といたしましては、当社が継続的かつ十分な収益を確保するためには本資金調達は必須であるとの認識から同社の要請に応じたものであります。

なお、本資金調達の実施に当たり、1株当たり純資産額の改善が課題であると考えております。

また、株価低迷等の理由により本新株予約権の行使が進まず十分な調達がなされなかった場合には、事業活動を継続するための運転資金の確保を優先する予定です。

【本資金調達方法を選択した理由】

前述のとおり、前期、今期の特別損失の計上による業績の悪化が表面化する中、当社として未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、当社の財務状況も脆弱と言わざるを得ず、この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株予約権の発行が最適であるとの結論に至りました。

(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模（時価総額等）及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

(C) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの）とノンコミットメント型ライツ・オフアリング（コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの）があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思

われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、直近の当社の業績を鑑みると、既存株皆様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株皆様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株皆様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による新株式の発行

第三者割当による新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による場合に比較してより大きいといえます。また、割当予定先に対して、新株式による引受けを打診いたしました。が、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、新株式による引受けは困難である旨の回答があり、その他にも現時点では適当な割当先が存在しないため、第三者割当による新株式の発行は断念いたしました。

(G) MSワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）は、将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されるところ、行使価額の下方向修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があることに加え、株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する金額の総額	3,888,000,000 円
内訳（本新株予約権の発行による調達額）	48,000,000 円
（本新株予約権の行使による調達額）	3,840,000,000 円
発行諸費用の概算額	7,000,000 円
差引手取概算額	3,881,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額として届出書作成支援の弁護士費用として3,000,000円、公正時価算定に3,000,000円、その他諸費用（外部調査費等）1,000,000円とし、これには消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出予定時期
① 当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金	223	2026年5月～2026年9月
② 再生可能エネルギーに関する事業への投資資金	2,568	2026年5月～2028年3月
③ 不動産投資事業への投資資金	1,090	2026年5月～2028年3月
合計	3,881	

※資金使途の優先順位については、①、②、③の優先度が並行して高いものの、投資という性質上偶発性が高いため、具体的に案件が成立しない場合には予定時期に支出しない可能性があります。

※自己資金と新株予約権の発行によって調達された資金は別の銀行口座で管理いたします。

本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使により調達する資金の使途に関する詳細につきましては、以下のとおりです。

当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神のもと、投資会社としての役割を果たすべく、長期的な視野に立った投資事業を展開しております。

過去の調達に関しては、2024年5月29日の第14回新株予約権発行により調達した6,820百万円を、再生可能エネルギー分野、我が国の技術分野、国内不動産、M&Aへの投資及び既存事業の運転資金等に充当しております。これらの活発な投資活動を行う過程で、現在当社には様々な投資案件に関する情報を収集し易い環境が整いつつあり、中でも魅力的な案件に投資することで当社の企業価値をさらに向上させることができると考えております。特に再生可能エネルギー分野においては、当社が新規事業として取り組みを開始したデータセンター事業に関連して、蓄電所の開発に係る事業の将来性や収益性に着目し、これを再生可能エネルギー分野の新たな投資対象として注力することといたしました。

このような現状を踏まえ、前述の表に記載のとおり、再生可能エネルギーに関する事業への投資資金として2,568百万円、不動産投資事業への投資資金として1,090百万円、その他に当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金として223百万円を充当し、合計3,881百万円の支出を予定しております。

① 当社グループのデータセンター事業等既存事業の運転資金

現在、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされております。更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であります。当社としましては、いままで取組んできた事業により獲得したノウハウ及びネットワーク並びにシステムを活用し、既存事業を伸長・拡大させ、当社の収益力の向上を図ることが喫緊の課題であり、当該課題解決のためには、既存事業の拡大の資金を必要とし、また、当面の当社グループ維持のための運転資金等の確保も必要であると考えております。そのため、当社グ

ループのデータセンター事業等既存事業の運転資金として 223 百万円の支出を予定しております。

② 再生可能エネルギーに関する事業への投資資金

当社グループは、再生可能エネルギーに関する事業への投資資金として、系統用蓄電所の開発事業（②-1）へ 2,234 百万円、バイオマス発電事業（②-2）へ 334 百万円の支出を予定しております。

②-1：系統用蓄電所の開発事業の主な案件は、2025 年 12 月 3 日付適時開示「エレビスタ株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」のとおり、業務提携契約を締結したエレビスタ株式会社と共同して、栃木県、埼玉県、岐阜県において系統用蓄電所に係る土地等の権利や蓄電設備等を取得して、それを蓄電事業者に販売するというものです。その支出の内訳は、土地等の権利の取得にかかる支出として 363 百万円、蓄電設備等の取得にかかる支出として 1,532 百万円、工事等にかかる費用として 339 百万円と見込んでおります。

②-2：バイオマス発電事業の主な投資案件は、2024 年 11 月 26 日付適時開示「熊本県山林取得及び関連する事業に関するお知らせ」のとおり、第 14 回新株予約権の行使により調達した資金で取得した熊本県五木村の山林において、立木を伐採しバイオマス燃料として木材チップに加工するための機械設備を導入いたします。その支出の内訳は、集材用設備として 149 百万円、伐採・搬送用設備として 113 百万円、チップ加工設備として 72 百万円と見込んでおります。

③ 不動産投資事業に関する投資資金

当社は、長崎県平戸市内のホテルを取得するために 440 百万円の支出を予定しております。当該ホテルを所有、運営する企業の株式を取得する計画です。2027 年 3 月期第 1 四半期中にホテル取得後、インバウンド客向け観光資源のポテンシャルを活かした集客力を高め、収益力の向上に努める予定です。

また当社は、アゼルバイジャン共和国シェキ地方において、大規模農業用地を取得するために 650 百万円の支出を予定しております。同国は、南コーカサス地方のカスピ海沿いに位置する世界有数の原油・天然ガス資源が豊富な産出国として周知されていますが、実際は多くの国民が非石油分野（農業分野）に従事している農業大国でもあります。この度、同国第四の都市シェキ地方の大規模農地である約 580 ヘクタール（東京ドーム 123 個相当分）を取得し、小麦・大麦・飼料用とうもろこしを含めた穀物生産と、同国にて主たる農業政策の柱でもある、たばこ葉の栽培、化工、乾燥、輸出事業に取り組みます。

当社は、これまで同国で活動する現地企業と協議を重ね、農地開発委託契約並びにアセットマネジメント委託契約を締結し、同国にて運営者となる現地企業が有する既存の化工工場 2 か所を有効活用し、一次産業の活性化、日本の先端農業技術の供与と教育、農業従事者の雇用創出と就業の機会提供を通じ、同国の農業政策に寄与するためのあらゆる政策を推進いたします。

アゼルバイジャン共和国は 2024 年 11 月国際気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）で気候変動対策や途上国支援を議論する国際会議で原油・天然ガスの産出国として議長国となり世界から大きな注目が向けられました。2015 年開催の COP21 で採択されたパリ協定の 1.5°C 目標達成に向けて各国政府だけでなく同国政府が主導的立場を担いながら、企業・自治体などの役割も重要視され脱炭素社会の実現に向けた具体的な行動「化石燃料からの脱却」と「2030 年までに世界全体で再生可能エネルギー設備容量を 3 倍に、エネルギー効率改善率を 2 倍にする」を最優先課題として捉えており、同国地方の課題解決として荒廃地の緑地化、産業廃棄物処理問題、再生可能エネルギーの開発、外国企業からの環境及び農業投資に助成金制度を積極的に提供するなど、同国の政府方針にも本件大規模農業用地の取得は、



当社としての経営方針にも合致し子会社を含む事業の相乗効果が見込まれるものと考えております。

当社は、2027年3月期上半期中に同国に子会社を設立し、2028年3月までにたばこ葉の栽培、化工、乾燥、輸出事業を開始する予定です。

本新株予約権の行使により相応の潜在株式数の発行株式が見込まれるものの、当社におきましては過去2年間の株価の推移（1日平均出来高1,360万株程度、値幅は安値14円、高値104円）を鑑み行使が可能と判断しています。また、本資金調達により企業価値を高める努力を最大限行い、経営基盤の強化を確実に図り、本新株予約権の行使を頂けるように努めてまいります。本新株予約権の行使の結果、自己資本が充実し、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えています。

今回の新株予約権発行は、潜在的な株式の希薄化となり、株価を押し下げる強い圧力となりえます。しかし、当社は新規事業の進捗を市場に適宜アナウンスすることで既存株主への十分な開示を行うとともに、当社の事業戦略および成長性について市場の理解を深めていただくよう努めてまいります。また、新規事業の収益確保による企業価値向上を目指し、投資活動および事業活動を着実に推進することで、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。当社は、2024年6月に新経営体制に移行した後、IR以外にPRで当社の現状と今後の施策を積極的に発信してまいりました。前経営体制時と比べて平均出来高が増加しており、平均株価水準も底上げされており、この点からも株主の皆様方に評価されていると理解しております。

過去の資産の定期的な評価、状況確認を実施しており、その判断の中で売却の判断も行います。既存資産の定期的な評価の結果、将来価値が小さいと判断されたものは早急に売却を行うことで運転資金に充当し、資金効率の向上を図ります。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定通りに進まなかった場合や、行使が一部にとどまった場合は再生可能エネルギーに関する事業への投資や不動産投資事業に関する投資のうち、投資効率が相対的に低い案件への支出を劣後させることを想定しております。

当社といたしましては、上記優先順位に従い資金使途の充たを進める予定です。もっとも、案件協議の進捗に応じて、優先順位や緊急度の高い案件に優先して充たし、一方で協議が想定通りに進捗しない場合には、結果として投資資金が限定的となる可能性があります。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額は変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期につきましては、本新株予約権の行使状況にもよりますが、行使が促進され、資金の確保が出来次第、上記のとおり予定した使途資金として拠出したいと考えております。上記の調達資金の使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）本新株予約権の行使により調達する資金の使途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、新たな事業領域の開拓による収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性が



あると判断しています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先である Orion SPV1 と協議いたしましたが、早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「3. (2) 本新株予約権の行使により調達する資金の用途」に記載の資金が必要不可欠であり、交渉を進めた結果、本新株予約権の発行条件を以下のとおりといたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ユニヴィストータルサービス（以下、「ユニヴィス」といいます。）に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（32 円）、行使価額（32 円）、配当率（0%）、権利行使期間（2 年）、無リスク利率（1.38%）、株価変動性（120.3%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権 1 個あたりの評価結果は 40 円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先である Orion SPV1 と協議いたしましたが、交渉を進めた結果、1 個あたりの発行価額は、当該第三者算定機関の算定結果と同額である 40 円と決定しました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、ユニヴィスの算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 4 月 14 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 32 円を参考とし、同額である 32 円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 30.62 円に対する乖離率は 4.5%プレミアム、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 34.70 円に対する乖離率は 7.8%ディスカウント、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 34.96 円に対する乖離率は 8.5%ディスカウントとなっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 120,000,000 株（議決権数は 1,200,000 個）であり、2025 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 547,690,993 株に対し 21.91%（2025 年 12 月 31 日現在の当社議決権個数 5,476,464 個に対しては 21.91%）です。

既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。

さらに、本新株予約権の行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は、過去 2 年間に於ける 1 日の平均売買出来高は約 1,360 万株ですが、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

なお、本新株予約権の行使価額は、1 株当たり 32 円であります。これは 2026 年 3 月期半期の 1 株当たり純資産額 10.8 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

もともと、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	合同会社 Orion SPV1
(2) 所 在 地	横浜市港北区新羽町 2354-6
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 株式会社 UNIFY GC 職務執行者 野口 泰幸
(4) 事 業 内 容	有価証券、株式、新株予約権、社債その他金融商品の取得、保有、運用および売買に関する業務 投資事業、投資業務およびこれらに附帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	5,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2026 年 2 月
(7) 従 業 員 数	1 人
(8) 主 要 取 引 銀 行	池田泉州銀行
(9) 持 分 比 率	株式会社 UNIFY GC 100%
(10) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、現在、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	新設会社のため、該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年4月15日現在におけるものです。

当社は、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力等に該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

なお、当社において、Orion SPV1、株式会社 UNIFY GC、個人として野口泰幸氏が反社会的勢力等とは一切関係ないことを独自に専門の調査機関（リスクプロ株式会社、東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁）に調査を依頼し、確認しております。リスクプロ株式会社からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。

当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当先の役員又は主要株主は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。当社は、上記のとおり、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の現状の信用状況から金融機関からの融資が難しい中、当社企業価値の向上を目指す新規事業展開には資金が必要となります。そのため、当社が独自に調達する投資資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる事業会社及び投資会社等を模索して参りました。これは、純投資を含め当社の企業価値向上に寄与する先を優先して模索しております。

当社は、今回の割当予定先として、Orion SPV1を選定いたしました。同社を選定した経緯は、当社取引先の代表者であり、同社の親会社である株式会社 UNIFY GC の取締役でもある寺田常德氏との親交を深める中で、同氏の見識や幅広い人脈が当社グループの事業発展に大いに寄与頂けるものと判断し、新規ファイナンスの引き受けを相談したところ、同社に今回の割当を引き受けて頂くこととなりました。Orion SPV1 代表社員 株式会社 UNIFY GC 職務執行者 野口 泰幸氏には、当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神や、再生可能エネルギーに関する事業への投資、不動産投資事業への投資、その他に当社グループのデータセンター事業等の既存事業について説明した上で、当該事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、野口泰幸氏に Orion SPV1 の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、Orion SPV1 を本新株予約権による資金調達の割当予定先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である Orion SPV1 とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、Orion SPV1 の代表社員 株式会社 UNIFY GC 職務執行者 野口泰幸氏からは、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しています。当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、本新株予約権の行使より交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適

宜売却する方針と伺っております。

また Orion SPV1 は、本新株予約権を処分する予定はないとのことです。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会で承認が必要となります。当該取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社が Orion SPV1 との間で締結する契約上の行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。

なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、速やかに当該内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Orion SPV1 の払込みに要する財産の存在については、当社は同社の保有資産の裏付けとなる 2026 年 4 月 2 日付預金残高証明で確認しております。これは、同社の親会社である株式会社 UNIFY GC からの資金調達を実行済みの残高であり、同社を借主とする 2026 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書（借入先：株式会社 UNIFY GC、借入金額：100 百万円、借入期間：3 年、借入実行日：2026 年 4 月 1 日）を確認しており、当社は本資金調達に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

また、新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収する行為を繰り返して行うことの説明を野口泰幸氏より当社代表取締役である平岡佳明が聴取しております。これにより、当社の第三者割当にに応じていただき、新株予約権行使による支援を頂くことを確認しております。また、当社の本資金調達による事業拡大についての説明を行っております。以上により、当社は新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社が当該割当予定先との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、当該割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社 Ado Plus	19.99%	合同会社 Orion SPV1	17.97%
八木 大輔	0.91%	株式会社 Ado Plus	16.40%
豊岡 幸治	0.83%	八木 大輔	0.75%
山田 祥美	0.75%	豊岡 幸治	0.68%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	0.72%	山田 祥美	0.61%
株式会社 DSG1	0.66%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	0.59%
楽天証券株式会社共有口	0.39%	株式会社 DSG1	0.54%
FUNGO 株式会社	0.37%	楽天証券株式会社共有口	0.32%
前田 健晴	0.29%	FUNGO 株式会社	0.30%
平岡 佳明	0.29%	前田 健晴	0.24%

(注) 1. 2025 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載をしております。



2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数120,000,000株（議決権数1,200,000個）を加えて算出しております。
3. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権の行使期間は2026年5月7日から2028年5月2日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況、また行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、2026年3月26日に発表いたしました2026年3月期の通期業績予想に変更はありません。また、本新株予約権の払込並びに本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高（千円）	381,431	234,489	701,607
営業利益（千円）	△482,124	△482,124	△579,063
経常利益（千円）	△546,424	△412,419	△601,764
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△904,221	△489,197	△835,207
1株当たり当期純利益額（円）	△7.82	△3.49	△2.99
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	4.70	1.05	6.75

(注) 1. 「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、千円未満は切り捨てております。

2. △は損失を示しております。

(2) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	28 円	13 円	18 円
高 値	31 円	38 円	33 円
安 値	13 円	9 円	15 円
終 値	13 円	18 円	18 円

②最近6ヶ月の状況

	2025年 11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月
始 値	41 円	40 円	30 円	38 円	36 円	29 円
高 値	50 円	42 円	45 円	47 円	36 円	35 円
安 値	23 円	28 円	29 円	36 円	28 円	29 円
終 値	38 円	30 円	38 円	36 円	29 円	32 円

(注) 2026年4月の株価については、2026年4月14日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2026年4月14日
始 値	31 円
高 値	32 円
安 値	30 円
終 値	32 円

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株予約権発行（第14回新株予約権）

払込期日	2024年5月29日	
調達資金の額	6,820,000,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：20,000,000円 新株予約権行使による調達額：6,800,000,000円	
発行価額	総額20,000,000円（新株予約権1個につき5円）	
募集時における発行済株式数	141,556,993株	
割当先	SUN ORGANIC FARM株式会社（現商号：株式会社Ado Plus）	
当該募集による潜在株式数	400,000,000株	
現時点における行使状況	4,000,000個	
発行時における当初の資金使途	① 当社グループ既存事業の運転資金	720百万円
	② 借入金の返済金	520百万円
	③ 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	680百万円
	④ 「我が国の技術」に関する投資資金	680百万円
	⑤ 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	810百万円
	⑥ 国内不動産投資事業に関する投資資金	1,800百万円
	⑦ M&Aによる投資資金	1,600百万円
	合計	6,810百万円
2024年11月26日付 資金使途変更後の資金使途	① 当社グループ既存事業の運転資金	720百万円
	② 借入金の返済金	520百万円
	③ 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	1,630百万円
	④ 「我が国の技術」に関する投資資金	680百万円
	⑤ 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	810百万円
	⑥ 国内不動産投資事業に関する投資資金	850百万円
	⑦ M&Aによる投資資金	1,600百万円
	合計	6,810百万円
2025年9月16日付	① 当社グループ既存事業の運転資金	1,120百万円

資金用途変更後の資金用途	② 借入金の返済金	520百万円
	③ 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	2,030百万円
	④ 「我が国の技術」に関する投資資金	680百万円
	⑤ 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	10百万円
	⑥ 国内不動産投資事業に関する投資資金	850百万円
	⑦ M&Aによる投資資金	1,600百万円
	合計	6,810百万円
2026年1月31日における充当状況	現時点において、第14回新株予約権の発行及び行使による調達資金の総額は6,820百万円であり、以下のとおりそれぞれ充当しております。	
	① 当社グループ既存事業の運転資金	1,120百万円
	② 借入金の返済金	520百万円
	③ 「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	1,860百万円
	④ 「我が国の技術」に関する投資資金	617百万円
	⑤ 「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	10百万円
	⑥ 国内不動産投資事業に関する投資資金	850百万円
	⑦ M&Aによる投資資金	1,600百万円
	合計	6,577百万円

なお、第14回新株予約権の残存個数(株数)は、0個(0株)です。

(4) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	547,690,993 株	100%
現時点における潜在株式数	4,000,000 株	0.73%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 上記潜在株式は、平成29年12月1日付「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」にて公表した当社取締役に対する新株予約権の未行使株数の合計です。

11. 発行要項

発行要項を別紙添付しております。

北浜キャピタルパートナーズ株式会社第 15 回新株予約権
発 行 要 項

1. 新株予約権の名称

北浜キャピタルパートナーズ株式会社第 15 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

48,000,000 円

3. 申込期間

2026 年 5 月 1 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 5 月 1 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法による。

6. 割当先及び割当個数

合同会社 Orion SPV 1,200,000 個 (潜在株式数 120,000,000 株)

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 120,000,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 10 項第 (2) 号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の総数

1,200,000 個

9. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

40 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式



数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、32円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準



日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年5月7日から2028年5月2日までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をす

るために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は定めない。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、行使の条件及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 12 項乃至第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果

1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。) 当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

21. 払込取扱場所

株式会社池田泉州銀行 千里中央支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を40円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第10項記載のとおりとし、行使価額は、本新株予約権と併せて当社取締役会において決議された第三者割当による募集株式発行に係る1株当たりの払込金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役会長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上